

# 那加二東部地区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

## 第1条

この会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 那加二東部地区（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

## 第2条

本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会定款第2条による事業のうち、地域に適應した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

## 第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査及び研究
- (2) 地域に適應した社会福祉事業の計画並びに実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝及び啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡及び調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

## 第4条

本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員で、那加二東部地区内に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

## 第5条

本会は、次の役員を置く。

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 顧問    | 2名                      |
| (2) 会長    | 1名                      |
| (3) 副会長   | 1名                      |
| (4) 福祉推進員 | 2名（福祉推進員のうち1名は会計を兼務する。） |
| (5) 理事    | 17名以内                   |
| (6) 監事    | 2名                      |
| (7) 評議員   | 35名以内                   |

#### (役員を選出)

#### 第6条

- 顧問は、那加第二東部自治会連合会（以下「連合会」という。）および会長経験者から選出する。
- 2 会長は連合会において選出し、副会長は民生委員児童委員協会において選出する。
  - 3 理事は連合会内の自治会長・民生委員児童委員の代表、および近隣ケア代表、青少年育成市民会議代表、身障者協会団体代表、シニアクラブ連合会代表、ボランティアハウス代表をあてる。
  - 4 評議員は、地域の各分野から選出された次の代表によって構成する。
    - (1) 自治会長推薦者
    - (2) 民生委員児童委員
    - (3) 近隣ケアグループ代表
    - (4) その他、社会福祉に熱意のある者
  - 5 監事は、連合会で選出し、理事会において承認する。
  - 6 福祉推進員は、社会福祉に熱意のある者を会長が推薦し、理事会において承認する。

#### (役員任期)

#### 第7条

- 役員任期は、1年とする、ただし、福祉推進員任期は、2年とする。
- 2 役員再任については、これを妨げない。
  - 3 補欠により就任した役員任期は、前任期残任期間とする。
  - 4 役員任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
  - 5 役職を持って役員になった者の任期は、残任期間とする。

#### (役員職務)

#### 第8条

- 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
  - 3 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
  - 5 評議員は、評議員会を組織し、第12条第2項に定める事項を審議する。
  - 6 監事は、本会の会務並びに会計の執務状況を監査する。
  - 7 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し、業務活動を推進する。

#### (会計)

#### 第9条

- 本会に会計を置く。
- 2 会計は、会長が委嘱する。
  - 3 会計は、本会の経理にあたる。

#### (会議)

#### 第10条

- 会議は、理事会、評議員会及び総会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第 11 条

理事会は、理事および監事で組織し、会長が議長を指名して、これにあてる。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業の方針並びに運営に関する事項
  - (2) 総会に付議する事項
  - (3) その他、会長が付議した事項

(評議員会)

第 12 条

評議員会は、会長が議長を指名して、これにあてる。

- 2 評議員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 本会の方針に関する事項
  - (2) 事業計画並びに収支予算
  - (3) 事業報告並びに収支決算
  - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(総会)

第 13 条

本会は、毎年 1 回以上総会を開くものとする。ただし、理事会と評議委員会の合同会議をもって総会にかえることができる。

- 2 総会は、会長が議長を指名して、これにあてる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 本会の方針に関する事項
  - (2) 事業計画並びに収支予算
  - (3) 事業報告並びに収支決算
  - (4) 諸規定の制定及び改廃
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経費)

第 14 条

本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会の地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄附金及びその他の収入

(会計年度)

第15条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条

この会則は、総会の決議を得て変更することができる。

(委任)

第17条

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成10年3月18日より施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月8日より施行する。

附 則

この会則は、平成14年3月18日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月11日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年3月13日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月6日より施行する。